

議案第 30 号

米原市税条例の一部を改正する条例について

米原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）の一部改正に伴い、改正の必要を認めため、この案を提出するものである。

## 米原市税条例の一部を改正する条例

米原市税条例（平成 17 年米原市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項第 1 号中「または名称、住所もしくは居所または事務所もしくは事業所の所在地および個人番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）または法人番号」を「および住所または居所（法人にあつては、名称、事務所または事業所の所在地および法人番号）」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「個人番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または」を削り、「同条第 15 項」を「番号法第 2 条第 15 項」に改め、「個人番号または」を削る。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市税条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第50条 略</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名および住所または居所(法人にあつては、名称、事務所または事業所の所在地および法人番号)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第52条～第139条の2 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (法人番号を有しな</p>	<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第50条 略</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名または名称、住所もしくは居所または事務所もしくは事業所の所在地および個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u> または法人番号</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第52条～第139条の2 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および<u>個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)</u> または法人番号(同条</p>

い者にあつては、住所および氏名または名称)

(2)・(3) 略

3 略

第140条以下 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2)・(3) 略

3 略

第140条以下 略